

滋賀県立高等学校統合型Web出願システム構築・運用保守業務 に係る落札者決定基準

1 評価実施機関

- (1) 評価は、「滋賀県立高等学校統合型Web出願システム構築・運用保守業務提案評価委員会」（以下「評価委員会」という。）が実施する。
- (2) 評価委員会は、入札参加者から提出された入札書および提案書等について、この「落札者決定基準」に基づき、付与する点数の判断を行う。

2 落札者の決定方法

入札価格が予定価格以下である者の入札書および提案書について、提案内容の評価による「技術点」と入札価格から算出した「価格点」を合計した総合評価点を評価委員会が算定した後、次の方法で落札者を決定する。

- (1) 有効な入札書および提案書を提出した入札参加者であって、総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2以上あるとき（総合評価点が同点のとき）の対応
 - ア 当該入札参加者の「技術点」が異なる場合
当該入札参加者のうち「技術点」が最も高い者を落札者とする。
 - イ 当該入札参加者の「技術点」がそれぞれ同じである場合
くじ引きにより落札者を決定する。くじ引きの実施日時、場所等については別に連絡を行う。なお、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定する。

3 総合評価点の構成

総合評価点（1,500点満点）＝技術点（1,000点）＋価格点（500点）

4 価格点の算定方法

- (1) 算定式

価格点は、入札価格の総額をもとに次の算定式により算出する。ただし、小数点第2位未満は切り捨てとする。

価格点＝ $[1 - (\text{入札価格の総額} \div \text{入札価格に係る上限価格})] \times 500$

- (2) 入札価格に係る上限価格[予定価格]

ア 入札価格の上限は167,450,000円（構築業務と運用保守業務の総経費。ただし、消費税および地方消費税を含まない。）とする。

イ 各年度配分額の上限額（消費税および地方消費税を含まない。）は次のとおりとする。

令和6年度 44,450,000円

令和7年度 24,600,000円

令和8年度 24,600,000円

令和9年度 24,600,000円

令和10年度 24,600,000円

令和11年度 24,600,000円

5 技術点の採点方法

- (1) 技術点は、提案項目一覧表により提案内容を評価したものの合計点とする。
- (2) 提案は、提案項目一覧表の各項目によるものとする。
- (3) 仕様書に記載されていない事項についての提案内容は、評価の対象としない。
- (4) 技術点の採点は、評価委員会が行う。

6 評価基準

(1) 評価基準の考え方

- ・技術点の採点は、評価項目（提案項目一覧表の区分6を除く。）ごとに、下表の観点により5段階の評価（点数付与）を行い、項目により重み付けを行うための加重係数を乗じる。

評点	評価基準
5	特に優れている。
4	評価項目の実現にあたり、仕様書の要件以外の機能や方法等を含めた効率的・効果的な運用等が認められ、一般的な水準に比べて優れている。
3	システムの構築・運用等において、一般的な水準である。
2	提案書に提案内容の記載はあるが、曖昧な表現など具体性に乏しく、一般的な水準に比べて劣っている。
1	特に劣っている。
－	要件を満たしていない提案（7により無効となる。）

(2) その他の提案項目の評価基準

- ・提案項目一覧表の区分6の採点については、提案のあった内容について、下表の観点により6段階の評価（点数付与。0点もある。）を行い、項目により重み付けを行うための加重係数を乗じる。

評点	評価基準（区分6 その他の提案項目）
5	「県民サービスの質」または、「働き方の改革」について向上が激的に期待できる。
4	「県民サービスの質」または、「働き方の改革」について向上が非常に期待できる。
3	「県民サービスの質」または、「働き方の改革」について向上がかなり期待できる。
2	「県民サービスの質」または、「働き方の改革」について向上がある程度期待できる。
1	「県民サービスの質」または、「働き方の改革」について若干であるが向上が期待できる。
0	「県民サービスの質」または、「働き方の改革」について向上が期待できない。

7 評価の対象外となる場合

評価委員会事務局の事前の審査の結果、次の（1）から（2）に該当する場合は、失格または無効とし、次の（3）から（6）に該当する場合は、評価委員会による審議を経て無効とし、評価の対象外となるとともに落札者決定の対象から除外される。

- （1）入札価格が、予定価格を上回る場合
- （2）業務費の各年度の配分額が、各年度配分額の上限額（4（2）イの額）を上回る場合
- （3）仕様書の要求内容のうち実施しないあるいはできないとするものがある場合
- （4）仕様書で要求水準を定めたものについて、その水準を満たさない場合
- （5）提案項目一覧表で提案を求めた項目に対して、提案内容が示されていない場合
- （6）1つの評価項目に対し、2つ以上の異なる提案を行った場合